

## 判 決 要 旨

高松高等裁判所第2部

### 1 参議院議員選挙における投票価値の平等の保障について

憲法は、14条1項の定める法の下での平等の原則の政治の領域における適用として、成年者による普通選挙を保障するとともに、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって選挙人の資格を差別してはならないものとしている（憲法15条3項、44条）。そして、選挙権の平等の原則は、単に選挙人の資格における上記のような差別を禁止するにとどまらず、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等を要求していると解される。

参議院の権能やこれまで果たしてきた役割、議員の選ばれ方などからすると、参議院の選挙であるからといって、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見出し難い。

### 2 議員定数配分規定の違憲判断の基準について

参議院議員選挙における定数配分規定の憲法適合性については、①当該定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っているか否か、②上記の状態に至っている場合に、当該選挙までの期間に当該不均衡の是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるとして当該定数配分規定が憲法に違反するに至っているか否かの観点から検討するのが相当である。

### 3 本件定数配分規定の違憲性の判断について

#### (1) 投票価値の不平等状態について

本件定数配分規定によると、本件選挙当時、議員1人当たりの登録有権者数の最大較差は3.00倍であり、これは最少の福井県選挙区の投票価値が最大の宮城県選挙区の投票価値の3倍であるということであり、常識的に考えても

許容し難いし、平成29年衆議院議員選挙（小選挙区）の最大較差である1.979倍に大きく劣後していること、社会の成熟に伴い国民の権利意識が強くなっていることなどを考え併せると、違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態にあったと認めるのが相当である。

なお、平成30年改正法は最大較差3.08倍から3倍未満にするための弥縫策にすぎず、本件選挙までに、抜本的な較差是正という将来的な立法対応がされるという平成29年大法廷判決の前提が崩れ、較差是正が放置されたまま本件選挙を迎えているから、上記較差をもって違憲状態と判断することは、同判決に抵触するものではない。

#### (2) 相当な是正期間について

平成29年大法廷判決において、平成28年選挙当時、選挙区間における投票価値の不均衡についての違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に当たらない旨の判断が示されたが、同選挙当時の最大較差は3.08倍であったこと、その後、平成30年改正を実施した結果、本件選挙当時における最大較差は3.00倍であり、平成28年選挙当時の最大較差3.08倍よりは縮小したことなどを踏まえると、国会において、本件選挙までの間に違憲状態に至っていたことを認識し得たとまで認めるのは困難であり、本件選挙までの期間内に本件定数配分規定の改正がされなかったことをもって国会の裁量権の限界を超えるものとはいえない。

#### 4 結論

本件選挙における定数配分規定は、違憲状態ではあるが、憲法に違反するに至っていたということはできず、原告らの被告らに対する請求はいずれも理由がない。

以上